

根本 健司様

緊迫感をもって手紙をしようとして、どこにいか、どうしているのか、よくわからない根本さんに、どうしても届けなければ... という思いに突き動かされています。

7月28日(月) 私は塾生の臨海合宿で留守でしたが、池上・川窪両弁護士から、根本さんの連絡先の問い合わせがありました。(妻が電話を受けました)。

このように、たえず問い合わせのありうるだけでなく、この手紙のように、たえず連絡する必要性が生じます。ですから、

1. 制限住所から移動するにつけ、移動先からも、あるいは、制限住所を変更する場合にも、必ず、弁護士へかつ身柄引受人の一人である山本(佐々)に、連絡をとり続けて下さい。(から)

もともとからして、制限住所の移動・制限住所の変更については、～3.24～の全参加者との会議案をへて決める必要がありますね。

苦言に受けとめられかねませんが、身柄引受人に山本が命ずれる意味は、(i) 83年10月13日～14日 A367における牧師面接試験の共有体験を、過去の出来事としてのみ受けとるのでなく、未実現の A367 性のウイニョンとして引き寄せること(に)あり、(ii) 85年2月以来の門司大聖教会への巡礼招請を、根本氏に生かしてほしいこと、(iii) ～3.24～全参加者も代表(ての私(たち))

を媒介に、〈宗教〉の本質^もも 包括した表現を貫ぬいて
ほしいこと、にあります。

このような意味の重大さを、根本さんは見ていない^{ではない}のでは
うか、見ようともしていませんのではありますか。

とうか、制限住所の移動や変更については、プライバシー
に関わる事柄^{以上}以上には、これとも、いつでも、どこでも共有可
能な意味として、飛翔させて いたしたい。

2. 公判の進行については、どうか対権力との自然過程
に、放棄しないでほしい、のです。(この点については、

九州人 と北海道の佳人との感傷や風土情のズレ
もあつかもくれませんか。それらをこえる本質的情況の時
間性への楔を打ち込む必要から言いますか)これは

どの公判は、軽んずるなかまか巡ってくるものではないと
思われるのに、根本さんは私をどこから見れば、何か他
人心をこえみして傍観していつかのよう: 映ります。ど
うか、夏休みのまともみに溺れたいで、時機にかま、た適確
な討死を、討死以上の展開を求めてやみません。本来

なり、秋以降の公判(さらには、第二審以降の展開)
の戦略、戦術が構想→開示されていても、あかし
くまい答です。(かし、とやあえが、といても、

おそらくとも8月20日までに(∵8月下旬にはRB公判の
判決強行→強制執行になる)、被告人(根本氏)側
の証人7人(これらをどのように根拠で、被告人として
必要とするか)を、ぜひとも開示して下さい。

そのため打ち合わせの場所を早急に設定することを併せてお考え下さい。9.9の打ち合わせではおすすぎです！場の設定については、制限住所(岡山)ないしその水準の近くの巻間(本業室、岡大友会集会議室～事務室～RB302です)を、ご指定、ご連絡下さい。(岡大友会事務室をあげて挙げます意味は、6.15の根本さんの参加の仕方～退出の仕方と止場する必要があり、と考えながらです。)

以上の提起について、仮りに根本さんの拒否～放置した場合は、根本さんの拒否～放置の水準に根本さん自身の逆規走されることになり(ま)、つまり、～3.24～の参加者は、少なくとも松下さん、山本などは被害者側の証言を押しえなくする～押しえなく^{させられ}て(ま)、ということをお考え下さい。それでもよいか、という点まで受けとめて欲しいのです。～3.24～の被害者さんから、～3.24～の全参加・関係者は、……(で当然……はいと、ダメ、という無意識の思い込みを、打52夜と方向での、ご連絡を¹⁷いたしたい。

3. 2.10の荷物(6月末以後は、岡山から入手(にくい事情には、根本さん自身の態度もかかっている))・れい君・赤ちゃんの仕事や戸籍・あむつ・相互の表現の交換方法・RB判決→強制執行への対応・さまざまなテーマへの接近の(にくい)について、根本さんの原則～方針を、前項の場で、テーマにして下さい。

ご連絡については、山本にこの返事下さるよりも、根本氏自身で、場(日時)・テーマの設定をし、招請するべきと考え(らぬ)人にも、直接連絡するの如く、一番です。もし、山本に、連絡を委託する必要があると不考の場合には、大里教会への巡礼する方向で、連絡対象者リスト、招請状(原本と、^{と実現}) 8月20日(水)(2週間ほどは日曜がある)までに、必着するよう、お送り下さい。

この手紙は、①岡山の制限住所、及び②札幌の〔変更以前の制限〕住所へ、2重に送ります。(②は①より、①は原本を)、どちらか一方〈無駄〉にまでにはいかぬ。大里教会を本質的に身柄引受人・俳秋制限住所だと考へ続けさせた山本への、その〈無駄〉を負擔する意味はあるでしょう。

念のため配達証明を、と考へましたら、不愉快を思はせたくありませんので、やめます。意をくんで下さり、手紙の到着(たいい、岡山より札幌よりから、到着の返答(たいい)でも、一足さきに〔招請〜については、8月20日までの必着するよう(いから)〕して下されば、…と願っています。

～196.8.6～ ヒロシマのヒカ!
と長女「光子」^{誕生}の九周年の日に

山本 登

7 0 0 - □ □

岡山市弓之町八一九
恒岡アパート
鈴木その様方
根本健司様

0 6 4 - □ □

札幌市中央区南一一条西二三丁目一
旭丘シユロス 208号室
根本健司様